

建設業法第29条第1項の規定に基づき建設業許可を取り消した業者について、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

- 1 処分をした年月日
2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに当該処分を受けた者が建設業者であるときは、その者の許可番号
3 処分の内容
建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し
4 処分の原因となつた事実
建設業法第12条各号（同法第17条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至った旨の同条の規定に基づく廢業（一部廢業を含む。）の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号の規定に該当する。

令和8年2月1日現在

建設業法第29条第1項の規定に基づき建設業許可を取り消した業者について、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

- 1 処分をした年月日
 - 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに当該処分を受けた者が建設業者であるときは、その者の許可番号
 - 3 処分の内容
建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し
 - 4 処分の原因となつた事実
建設業法第12条各号（同法第17条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至った旨の同条の規定に基づく廃業（一部廃業を含む）の届出があり、このことが同法第20条第1項第5号の規定に該当する

令和8年2月1日現在

建設業法第29条第1項の規定に基づき建設業許可を取り消した業者について、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

- 1 処分をした年月日
2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに当該処分を受けた者が建設業者であるときは、その者の許可番号
3 処分の内容
建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し
4 処分の原因となつた事実
建設業法第12条各号（同法第17条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至った旨の同条の規定に基づく廢業（一部廢業を含む。）の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号の規定に該当する

令和8年2月1日現在